

長野県道上建物倒壊自動車損傷事故 損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

長野県道上建物倒壊自動車損傷事故

損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成一三年一〇月五日

長野地方裁判所上田支部 請求棄却

1 事件の概要

県道から約二二m離れた山林斜面（民地）が崩落し、これにより流出した土砂で同県道沿いに設置されていた物置が路上に倒壊、路上を走行していた普通乗用車の上に落下し、同車を損傷させた事故で、同車の所有者が道路管理者である県に営造物の管理上の瑕疵を理由に損害賠償請求をした。（なお、物置所有者にも土地工作物の維持管理義務違反を理由に損害賠償請求をしている。）（請求額…一九六万四、六二一円）。

2 被告長野県の過失の有無

- ① 本件物置の倒壊に関して
ア 原告の主張

道路管理者には、道路法第四四条により沿道区域の竹木及び工作物の管理者に対して損害を防止するために必要な措置を命ずる権限が与えられているとともに沿道部分からの危険物落下等による危害を防止する義務も当然に負っている。本件において、道路管理者である長野県は、脆弱な基礎及び駆体を有する本件物置について日常的にパトロールや点検を実施すればこれが台風の豪雨等により県道に落下する危険性は十分予見できたにもかかわらず、所有者に十分な補強工事を命じなかったことは、災害発生防止義務を負う道路管理者として重大な過失である。

イ 原告の主張に対する被告の認否

道路法第四四条に規定する道路管理者の措置命令は、沿道区域の土地等の管理者に消極的作為義務を課すにとどまり、道路管理者が沿道部分からの危険物落下等による危害を防止する義務を負うことを規定するものではない。本件において、道路管理上の瑕疵が肯定

されるためには、本件物置が倒壊し、通行に危害を及ぼすことを道路管理者において予見できたことが必要とされるところ、本件物置は原告の父により最近まで使用されており、外観からはその基礎が脆弱であるとは到底解されなかったこと、道路管理者が日常的なパトロール等において住民の敷地に立ち入り、建物基礎の内部構造が強固なものであるか否か調査することは不可能であること、また、本件物置の倒壊は背後の山林斜面の崩落によってもたらされたものであることから判断すれば、道路管理者において本件物置の倒壊を予見できた可能性は全くなく、長野県には道路管理上の瑕疵はなかったと言える。

② 本件県道の通行規制に関して

ア 原告の主張

本件事故現場は、崖の迫っている狭隘な道路にあって、その崖の上には基礎の脆弱な建物が存し、降雨時における事故発生の蓋然性が高い箇所であるが、本件事故当日においては、その数日前から予想されていた相当量の降雨により事故発生の蓋然性はより高いものとなっていた。このような箇所において、道路管理者は崖崩れ等による道路への危害を防止するため、パトロールを大幅に強化し、必要に応じて通行制限等の措置を講ずべきとこ

る、本件降雨時、県は対応職員を増員することもなく、事故予防に必要な措置を何ら講じなかったものであり、道路管理者として重大な過失であった。

イ 原告の主張に対する被告の認否

本件事故現場の道路は、崩落した斜面との間に奥行き約二二mの水平な宅地を挟んでおり、「崖の迫っている道路」とはいえず、平成八年から本件事故現場付近で異常が発見されたことがなく、県道全体でも昭和六一年以降災害に係る全面通行止めがなされたことがない道路である。このような道路において、本件事故は事故直前の短時間における多量の降雨が原因で引き起こされたものであって、道路管理者が事前に、降雨により斜面が崩落し、その土砂が約二二mの平地をつたって道路沿いの本件物置を移動、倒壊させるといふ事態を予測し、パトロールの大幅強化や通行制限等の措置をとることは到底不可能である。なお、本件事故当日、県の建設事務所では二四時間体制で情報収集、災害対応にあたっており、道路管理者として重大な過失があったとはいえない。

3 判決の概要

被告らが本件斜面の崩落及び本件物置の落下を

予測することは不可能であったと認められるため、これらの防止措置をとらなかったことにつき、被告らに管理者としての過失があったとは認められないとし、原告の請求をいずれも棄却した。

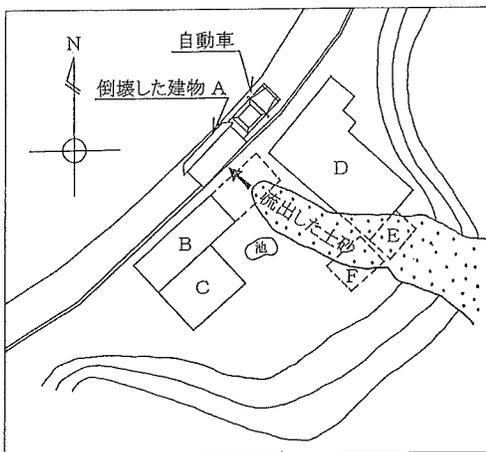
4 被告長野県の責任に関する判決のポイント

① 本件物置の倒壊について

営造物の設置及び管理上の瑕疵の有無は、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、個別、具体的に判断すべきところ、本件事故現場を含む本件道路については、過去に災害関係の通行止め措置がとられたことはほとんどなく、また、通行者及び付近の住民からの異常の通報をうけることもなく、管理者において災害の発生は認識されていなかったものといえる。このような道路において、本件斜面崩落は、観測史上最大の時間雨量を記録する豪雨が原因でおこったものであり、また、本件物置の倒壊は崩落土砂の異常な外力によるものでり、道路管理者が通常のパトロール等でこれらの事故を予見することは困難であったといわざるを得ず、したがって建物基礎等の補強工事を命じる義務があったと認めることもできない。よって、被告長野県が事故防止措置をとらなかったことが本件道路の管理上の瑕疵にあたるということではできない。

② 本件道路の通行規制について

本件道路は、過去の災害事例は認識されておらず、また、一定の雨量に達した場合に事前に通行規制がなされる旨の指定を受けている道路でもなく、さらに沿道の物置についても、危険が認められる状況でもなかったから、本件事故現場について道路パトロールを強化し、事前に通行制限等措置を講ずることは困難であったといわざるを得ない。よって、県が本件道路に事前に通行制限等措置を講じなかったことが、本件道路の管理上の瑕疵にあたるということではできない。



A：物置(倒壊した建物)、B：専用住宅(2階建)、C：資材置場、D：専用住宅(平屋)、E：物置、F：物置

倒壊した建物の状況